

# 告示

## 埼玉県告示第九百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和六年八月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
みよの台薬局 児玉店	名称	薬局児玉	みよの台薬局 児玉店
心乃美整形外科内科	名称	富澤整形外科・内科	心乃美整形外科内科
	開設者名称	富澤整形外科・内科	医療法人社団 心乃美整形外科内科

### 二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	所在地	名称		
小木曾 健豊	所在地	さいたま市中央区下落さいたま市西区三橋六合六一〇―五	はっとりはり・きゅうはっとりはりきゅう接骨院（与野本町院）	はっとりはり・きゅうはっとりはりきゅう接骨院（三橋院）
	名称	さいたま市中央区下落さいたま市西区三橋六合六一〇―五	はっとりはり・きゅうはっとりはりきゅう接骨院（与野本町院）	はっとりはり・きゅうはっとりはりきゅう接骨院（三橋院）